

様式第十八の八（第11条の4第6項関係）

変更後の認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和5年12月18日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社ヤオコー

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

ヤオコーグループは地域に根差す食品スーパーマーケットとして、経営を通して健康になることを提案し、健やかで元気な人を増やし、地域社会の健康増進に貢献することを目標とする。その上で、事業のサステナビリティを確固たるものにするため、環境問題は取り組むべき課題の一つと認識している。

国の目標「2030年温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラル」に向け、ファーストステップとして、組織の戦略・リスク管理プロセスの際に図る指標として実効性のある目標を設定。CO₂の削減目標として、2030年までに2013年度比総量で60%減を目指す。

具体的には、以下の取組みを継続的に行う。

(省エネ) 節電の取組み

店舗の基本照明のLED化、リーチインケースの導入、デマンドモニター設置等

(創エネ・再エネ) 再生可能エネルギーへの変換

屋根上太陽光発電システム搭載店舗の拡充。サポートセンターや店舗では、

購入電力を再生可能エネルギー100%に切り替える取り組みを実施。

本計画では、新設の草加物流センターへの高効率マテハン設備の導入と、複数店舗における再生可能エネルギー由来の電力への転換を中心に、脱炭素化への取組みを実施し、炭素生産性を向上させる。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させることまたはその生産し、もしくは販売する商品もしくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2023年度より事業適応を開始し、2024年度（目標年度）までに、事業者全体の炭素生産性を21.21%向上させることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（目標年度）に、経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称およびその分類コード）

飲食料品小売業（58）

(選定の理由)

飲食料品を主体としたスーパーマーケット事業を営んでおり、主業に関連する物流センターを計画の対象とするため。

(6) 事業適応の具体的な内容

計画初年度（2023年度）の2023年6月末に、新設の草加物流センターでグロッサリー製品（冷凍冷蔵が不要な食品、生活雑貨、日用品等）のマテハン設備を取得予定。新設の設備につきCO₂排出量は増加するものの、既存センターに設置している設備と比較して、高効率なマテハン設備を導入する予定のため、付加価値額を大きく増加させ炭素生産性を向上させる。

また、当社は各店舗の購入電力を、再エネ由来のメニューに切り替え、その再エネ電力契約を継続することにより、購入電力の非化石化を実施している。2022年度は26店舗分を再エネ電気に切り替えを実施し、当該店舗は2023年度、2024年度共に継続更新する計画であり、また、2023年度は追加の取組みとして、さいたま市の11店舗で再エネ電気への切り替えを予定しており、基準年度対比CO₂排出量を削減する。

さらに計画初年度（2023年度）は、上記取組に加え、計画変更で追加した以下取組の実施も含めて付加価値額を増加させ、炭素生産性を向上させていく。

- ・ 加須店：屋根置き自家消費型太陽光発電設備の設置

これらの取組みを通じて、目標年度までに事業者全体の炭素生産性を21.21%向上させる。

(7) 事業適応の開始時期および終了時期

開始時期：2023年6月

終了時期：2025年3月